

1 策定の趣旨

- ◇ 県では、大災害の発生を想定して応援を必要とする業務と所管部署を明確にルール化していなかったことから、東日本大震災津波に際して、応援可能な者に対し必要とする応援を適切かつ迅速に伝達することができず、多方面からの人的・物的応援を十分に生かすことができなかったこと。
- ◇ 応援の申し出を受ける窓口を明確にしていなかったことから、被災地の現場に応援に係る問合せが殺到し、現場の災害対応に支障をきたした部分があったこと。



○応援の申出を受ける窓口の明確化
○応援を必要とする業務等の整理

2 計画の内容

第1章 総則

- 計画策定の目的（上記）、東日本大震災津波に係る災害対応検証及び岩手県地域防災計画との関係について規定

第2章 組織

- 大災害発生時に本部支援室に受援班を設置できることとすること。
 - ・班員は5名（総務部、ふるさと振興部、商工労働観光部）で必要に応じて追加指名
 - ・受援班の担当業務は、人的支援及び物的支援の要請、人的支援の申出の受付、担当部との調整、支援のニーズの把握、応援職員の宿泊場所等のあっせん
- 受援班は、災害対策本部の設置から原則として1ヵ月で廃止する。
- 県は、受援のため、必要な訓練を実施する。

第3章 都道府県による応援

- 北海道・東北8道県相互応援に関する協定に基づく応援要請は、応援調整道県を通じて行う。
 - ・応援要請の際は、必要な資機材の数量や職員の派遣を必要とする業務及び人員等を明らかにして行う。
- 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基づく広域応援の要請は、全国知事会等を通じて行う。
 - ・応援要請の際は、必要な資機材の数量や職員の派遣を必要とする業務及び人員等を明らかにして行う。
- 上記協定に基づくブロック間応援の要請は、各ブロックの幹事県を通じて行う。
- 都道府県応援職員による人的支援の申し出は受援班に対して行う。
 - ・人的支援にあたっては、概ね1週間以上の長期の申出を優先
 - ・復興防災部長は、人的支援の必要性を把握できないときは、支援のニーズの把握のため、速やかに職員の派遣の措置を講じる。
 - ・復興防災部長は、申し出を受け付けた業務を所管する担当部の長に対し受入れの検討を行うよう依頼
 - ・検討の依頼を受けた担当部は、直ちに検討を行い、担当課等は受入れの可否、日時、場所等について、人的支援の申し出を行った都道府県に原則として文書で通知
- 発災直後に受入れが想定される業務を整理（原子力災害も想定し、業務を整理）
- 都道府県応援職員に自己完結型で活動するよう要請
 - ・当座の食料等の持参
 - ・想定される携行品について、あらかじめ例示（原子力災害も想定し、放射性物質災害用資機材も携行品として規定）
 - ・必要な宿泊場所（避難所等を含む。）の確保⇒受援班によるあっせんについても規定
- 担当部等は、都道府県応援職員の活動に必要な物品等を供与する。
- 応援に要した費用の負担は、応援を行った都道府県との間の協議により決定する。

第4章 市町村応援職員の受入れ

- 市町村応援職員による人的支援の申し出は受援班に対して行う。（都道府県応援職員と同様）
- 発災直後に受入れが想定される業務を整理（都道府県応援職員と同様）
- 市町村応援職員に自己完結型で活動するよう要請（都道府県応援職員と同様）
- 担当部等は、市町村応援職員の活動に必要な物品等を供与する。
- 応援に要した費用負担については、応援市町村及び被災市町村並びに県との間の協議により決定する。

第5章 義援物資の受入れ

- 義援物資の受入れは、商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室が担当する。（手続等は、地域防災計画等に基づく。）
- 企業等からの大口の義援物資の受入れを優先
- 大規模災害時に必要となる義援物資の種類等について整理
 - ・賞味期限や使用期限に留意すること。
 - ・外衣等についての受付は、発災から概ね1ヵ月とすること。
 - ・高齢者、障がい者、女性等に配慮すること。
- 義援物資の送付に当たっては、1箱ごとに品目等を記載するよう要請
- 小口及び混載については送付を控えるよう要請
- 県は、必要とする義援物資について、報道機関等を通じて情報発信を行う。

第6章 防災ボランティアの受入れ

- 防災ボランティアの受入れにあたり、保健福祉部地域福祉課は窓口について情報提供を行う。
- NPO等自己完結型のボランティアの受入れについて上記窓口での調整が困難である場合には、環境生活部若者女性協働推進室が受入れを行う。
 - ・受入れにあたっては、概ね1週間以上の長期の申出を優先
 - ・環境生活部長は、申し出を受け付けた業務を所管する担当部の長に対し受入れの検討を行うよう依頼
 - ・検討の依頼を受けた担当部は、直ちに検討を行い、担当課等は受入れの可否、日時、場所等について、人的支援の申し出を行ったものに原則として文書で通知
- 防災ボランティアに期待される活動の内容について整理
- 食料、宿泊場所の確保等自己完結型での活動を要請
- 地域福祉課は、活動のニーズ等について、報道機関等を通じて情報発信を行う。

第7章 海外からの支援の受入れ

- 海外からの支援の受入れは、ふるさと振興部国際室が担当する。
 - ・人的支援の受入れにあたっては、概ね1週間以上の長期の申出を優先
 - ・ふるさと振興部長は、申し出を受け付けた業務を所管する担当部の長に対し受入れの検討を行うよう依頼
 - ・検討の依頼を受けた担当部は、直ちに検討を行い、担当課等は受入れの可否、日時、場所等について、人的支援の申し出を行ったものに原則として文書で通知
- 国際室は、通訳・翻訳等担当課等が必要とする支援を行う。

1 策定の趣旨

- ◇ 東日本大震災津波の際に、県内の被災市町村においては、行政機能が著しく低下し、県が職員を派遣して被災市町村を応援しなければならない場面が数多く生じたこと。（県内応援の必要性）
- ◇ 発生が懸念される南海トラフ巨大地震を始めとする大災害の際には、東日本大震災津波の被災県として、その経験を生かした人的・物的応援を行うことが県に期待されていること。（県外応援の必要性）



○応援を行う体制の明確化

○応援が可能な業務等について整理

2 計画の内容

第1章 総則

- 計画策定の目的（上記）及び岩手県地域防災計画との関係について規定

第2章 組織

- 協定に基づく応援の要請があった場合等において、復興防災部内に応援本部を設置する。
 - ・本部長は復興防災部長
 - ・本部員は5名で必要に応じて追加指名
 - ・応援本部の担当業務は、人的支援及び物的支援の要請の受付、担当部との調整、支援のニーズの把握、人的支援の決定、応援職員の宿泊場所等の把握、支援に係る市町村等との調整
- 応援本部は、その設置から原則として1ヵ月で廃止する。
- 県は、応援のため、必要な訓練を実施する。

第3章 職員の県外派遣

※本県に災害対策本部が設置されていないことが前提

- 北海道・東北8道県相互応援に関する協定に基づく要請は、応援本部が受け付ける。
 - ・本部長は、県が応援調整道県を担当する被災道県に連絡調整員として本部員を派遣することができる。
 - ・応援本部は、県が応援調整県を担当する被災道県との連絡が取れない場合又は応援の要請を待つとまがないと認められる場合は、他の道県と協力して被災道県の情報収集を行う。
 - ・応援本部は、被災道県に代わり、必要な応援の要請をすることができる。
- 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基づく要請は、応援本部が受け付ける。
 - ・本部長は、必県が応援することとされた被災都道府県に連絡調整員として本部員を派遣することができる。
- 本部長は、要請に係る業務を所管する担当部の長に対し職員の派遣を検討するよう依頼し、応援本部は、その結果を被災都道府県に原則として文書で通知する。
- 本部長は、被災都道府県等から応援の要請がない場合であっても、支援の必要性を把握するため必要と認めるときは、被災都道府県に本部員を派遣することができる。
 - ・人的支援を行う必要があると認めるときは、職員の派遣を検討し、その結果を被災都道府県に原則として文書で通知する。
- 発災直後に支援を行うことが想定される業務を整理（原子力災害も想定した整理）
- 県応援職員は自己完結型で活動
 - ・当座の食料等の持参
 - ・想定される携行品について、あらかじめ例示
 - ・必要な宿泊場所（避難所等を含む。）の確保
- 応援本部は、県応援職員の宿泊場所（避難所等を含む。）等のあつせんを被災都道府県に依頼
- 応援に要した費用の負担は、被災都道府県との間の協議により決定する。

第4章 市町村等との連携

- 応援本部は、市町村又は関係団体から被災都道府県（被災市町村）の応援の申出があった場合には、その把握するニーズについて、当該市町村又は関係団体に情報提供し、必要な調整を行う。
- 応援本部は、被災都道府県（被災市町村）から市町村又は関係団体等による応援のあつせんの要請があった場合には、当該要請及びその把握するニーズについて当該市町村又は関係団体に情報提供し、必要な調整を行う。
- 応援本部は、市町村又は関係団体等との調整に当たり、自己完結型で活動するよう要請する。
- 応援本部は、必要に応じて、その把握するニーズについて、個人を中心とする防災ボランティア活動を行う者に情報提供する。

第5章 職員の県内派遣

※災害対策本部が設置されているため、応援本部の設置はない。

- 被災した県内の市町村への人的支援の要請の受付は、ふるさと振興部市町村課が担当する。
 - ・ふるさと振興部長は、復興防災部長に対し、職員の派遣を行うよう要請（人的支援の要請がなくとも可能）
 - ・復興防災部長は、当該要請に係る業務を所管する担当部の長に対し、派遣の可否等について検討を行うよう依頼
 - ・担当部は、直ちに検討を行い、担当課等は派遣の可否等について本部支援室に通知する。
 - ・復興防災部長は速やかに職員の派遣の決定を行い、本部支援室は派遣の期間等とあわせて、その旨を市町村課に通知する。
 - ・市町村課は、職員の派遣の可否等について被災市町村に原則として文書で通知する。
- 発災直後に支援を行うことが想定される業務を整理（第3章と同様）
- 県応援職員は自己完結型で活動（第3章と同様）
- 応援に要した費用の負担については、被災市町村と県との間の協議により決定する。

第6章 義援物資の送付

- 被災した他の都道府県への物的支援の要請の受付は、応援本部が担当する。
 - ・要請を受けたときは、商工労働観光部に通知
- 商工労働観光部長は、企業等に対し大口の義援物資の募集を行うことができる。（県民個人に対する義援物資の募集は行わない。）
 - ・商工労働観光部は、ニーズの把握について応援本部と連携する。
 - ・商工労働観光部は、その受け付けた義援物資について、県の備蓄物資と併せて配分を決定
- 義援物資の送付に当たっては、1箱ごとに品目等を記載
- 小口及び混載については送付を控える。
- 県は、必要とする義援物資について、報道機関等を通じて情報発信を行う。